

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

自然を活かした幸せ実感計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県小田郡矢掛町

## 3 地域再生計画の区域

岡山県小田郡矢掛町の全域

## 4 地域再生計画の目標

矢掛町は、岡山県の西南部に位置し、人口 15,725 人(平成 21 年 4 月 1 日現在)、面積 90.62 km<sup>2</sup>、高梁川の支流小田川の流域に開けた町で、町の東西を国道 486 号線、鉄道井原線が走り、南を走る山陽自動車道の 3 つのインターチェンジへはともに 15 分程度、さらに、工業地帯を有し中核市である倉敷市、広島県福山市へそれぞれ 30 分～40 分程度という交通条件を備えた町です。

また、本町は、江戸時代には旧山陽道の宿場町として栄え、昔ながらの本陣・脇本陣も今なお旧姿をとどめており、全国で唯一、共に国の重要文化財の指定を受けている歴史の町です。一方、町内を流れる美山川、星田川では、幾種類もの淡水魚が生息し、「種の保存法」で指定されている国内希少野生動植物種の確認もされています。初夏にはホタルが飛び交う豊かな自然と美しい山林、水田が広がり、農林業を基幹産業とした文化と田園の町です。毎年 11 月には町内で最大のイベント「矢掛の宿場まつり」が開催され、往時の参勤交代の様子を再現した大名行列が行われ、多くの人で賑わっております。

しかし、本町でも全国の多くの市町村と同様に、少子高齢化、定住人口の減少、生活様式の変化に伴う環境問題など多くの課題を抱えており、そのため、多様化・高度化する生活意識の変化に対応し、生き生きと豊かで快適な生活が送れるよう、生活基盤の整備や自然と人が共生できる環境の確保を図るとともに、地域社会における人と人との交流を深めるための取り組みを進めていくことが必要となっております。

本町では、町民が望む町の将来像「福祉が充実した、事故や犯罪が少ない安全な、教育や文化活動が充実した、町民同士のふれあいを感じられる、美しい環境の中で、暮らしていくことのできる町」を実現するため、地域を支えるひとづくりや保健・福祉の充実【明るいくらしのまち】、個性・特性を生かした産業振興【活力のあるまち】、自然と共生し快適で潤いのある生活環境及び生活基盤の整備【安全・安心なまち】、町民参加による効率的な行政運営の推進【町民とともに歩むまち】の 4 つの柱を中心としてまちづくりを進めていくこととしています。

平成 17 年からの地域再生計画（やさしさにあふれ かいてきで げんきなまちづくり）により平成 20 年度末の汚水処理人口普及率は、73.4%と改善され、平成 20 年度末全国平

均の汚水処理人口普及率 72.7%、及び岡山県平均の 57.0%を上回ることとなりました。

しかしながら、定住人口の増加を図るためのさらなる住宅団地の整備など、生活の拠点となる良好な住宅の確保が望まれており、これら生活環境の整備に併せて、本陣などの観光資源、淡水魚やホタル、国内希少野生動物種の保護を目的とした公共水域の水質の向上による自然環境資源を活用した交流人口の増加を図るため、町民とともに歩むまち「**自然を活かした幸せ実感計画**」を目指すものです。

(目標 1) 汚水処理人口普及率の向上 (78.4% (H21 年度末予想値)→89.0%)

(目標 2) 定住人口の増加 (市区町村別将来人口推計値<平成 22 年から平成 26 年で 610 人の減少>より約 500 人の人口増を目指す)

(目標 3) 交流人口の増加 (現交流人口 19 万 4 千人<平成 17 年度実績>より拡大を目指す)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

生活水準の向上に伴い住民の下水道への関心は高く、文化的で快適な生活空間を創造するために、下水道への期待はますます大きく膨らんでおり、生活環境においても環境保全と住環境の快適性が求められるようになってきています。

このような状況の中、汚水処理人口の普及率向上を目標として、公共下水道事業、小型合併処理浄化槽設置整備事業の 2 事業を効率的に活用し、快適で住み良い生活環境を重視した一体的なまちづくりを図るものです。

また、分譲宅地の造成や公営住宅の建設により良好な住環境を提供するとともに、環境にやさしい住みよいまちづくりを進めるため、淡水魚を展示しているポケット水族館、それを自然の中で身近に観察することができる美川緑地公園、東川面アクアパーク、さらにホタルの保護・研究・養殖施設のある宇内ホタル公園などを拠点として、それぞれ連携した保護活動等を行うことにより、自然と共生し、人にもやさしい快適な環境づくりの意識の醸成を図りながら、地域や世代を超えた交流と町民参加の協働のまちづくりを図り、定住人口・交流人口の増加を図るものです。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・平成 18 年 3 月に事業認可

[事業主体]

・矢掛町

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽 (個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 公共下水道事業で整備した区域以外の下水道認可区域
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業供用区域以外

#### [事業期間]

- ・公共下水道 平成 22 年度～26 年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成 22 年度～26 年度

#### [整備量]

- ・公共下水道 管渠  
 交付金対象事業 φ75～400 L=22,000m,  
 単独事業 φ50～150 L=6,000m  
 処理場  
 交付金対象事業 1 箇所
- ・浄化槽（個人設置型） 80 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 1,400 人，浄化槽 260 人

#### [事業費]

- ・公共下水道 交付金対象事業費 2,258,000 千円  
 （うち、交付金 1,153,750 千円）  
 単独事業費 580,000 千円
- ・浄化槽（個人設置型） 交付金対象事業費 33,640 千円  
 （うち、交付金 11,213 千円）
- ・合計 交付金対象事業費 2,291,640 千円  
 （うち、交付金 1,164,963 千円）  
 単独事業費 580,000 千円

### 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然を活かした幸せ実感計画」を達成するため、次の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

#### ①良好な住環境の提供

- ・分譲宅地造成事業（里山田地区 6 区画，本堀地区 4 区画）  
 汚水処理施設整備交付金を活用した生活環境の整備と一体的に行うことにより、分譲・入居を促進し、定住人口の増加を図る。

#### ②環境にやさしいまちづくり

- ・水辺のプロムナード事業（地区住民による環境保全、淡水魚を中心とした環境学習等）
- ・ほたるの里事業（地区住民によるホタルの保護、研究、養殖活動を通じて、環境保全の意識の啓発等）
- ・矢掛町まちピカ応援事業（地区住民及び企業等の団体が、地域内道路及び河川の清掃美化活動等のボランティア活動を通じて、地域の財産である道路及び河川へ

の愛着心を深めることにより、協働のまちづくりを進める。)

- ・河道阻害緊急改善モデル事業（地元住民との協働による河川内立木竹の伐採及び浚渫等を実施し河川及び周辺的环境美化意識の啓蒙及び洪水災害等の防止を図ることで、安全・安心なまちづくりを推進する。)

汚水処理施設整備交付金を活用した生活環境の整備を進めていくことにあわせ、川辺及び水を中心とした環境保護を促進することにより、加入促進、整備後の使い方の意識啓発などを図り、また、活動から生まれる人と人との交流により元気なまちづくりを進め、定住人口の増加を図る。

## 6 計画期間

認定の日から平成 27 年 3 月末まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、関係行政機関、自治協議会等の住民代表で構成する「矢掛町振興計画審議会」「矢掛町下水道整備事業促進対策委員会」をそれぞれ開催し、整備状況を公表するとともに、4 に示す数値目標に照らした達成状況の評価、改善事項等の検討を行い、次期計画に反映する。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画（矢掛町クリーンライフ 100 構想）について、最新のデータに基づいて施設計画を再検討する予定であり、それにあわせて「岡山県クリーンライフ 100 構想」も、次回の見直し時に反映することとする。